

## 県土整備委員会会議記録

県土整備委員長 工藤 勝子

### 1 日時

平成 22 年 3 月 4 日（木曜日）

午前 10 時 4 分開会、午後 0 時 26 分散会

（うち休憩 午前 11 時 58 分～午前 11 時 59 分）

### 2 場所

第 4 委員会室

### 3 出席委員

工藤勝子委員長、菅原一敏副委員長、及川幸子委員、千葉康一郎委員、大宮惇幸委員、菊池勲委員、小野寺研一委員、亀卦川富夫委員、小野寺好委員

### 4 欠席委員

なし

### 5 事務局職員

鈴木担当書記、大越担当書記、西村併任書記、鈴木併任書記

### 6 説明のため出席した者

#### (1) 県土整備部

佐藤県土整備部長、中田副部長兼県土整備企画室長、平井道路都市担当技監、  
沢口河川港湾担当技監、木村県土整備企画室企画課長、渡邊建設技術振興課総括課長、  
菊地建設技術振興課技術企画指導課長、深澤道路建設課総括課長、  
伊藤道路建設課農林道課長、水野道路環境課総括課長、佐藤河川課総括課長、  
今野河川課河川開発課長、藤原砂防災害課総括課長、佐藤都市計画課総括課長、  
西尾都市計画課まちづくり課長、岡田下水環境課総括課長、  
大水建築住宅課総括課長、澤村建築住宅課建築指導課長、遠藤建築住宅課営繕課長、  
野中港湾課総括課長、波々伯部空港課総括課長

#### (2) 企業局

千葉企業局長、太田次長兼経営総務室長、池内技師長、  
中屋敷経営総務室経営企画課長、菅峨業務課総括課長、野崎業務課電気課長

### 7 一般傍聴者

1 名

### 8 会議に付した事件

#### (1) 議案

ア 議案第 44 号 平成 21 年度岩手県一般会計補正予算（第 6 号）

イ 議案第 51 号 平成 21 年度岩手県土地先行取得事業特別会計補正予算（第 1 号）

- ウ 議案第 54 号 平成 21 年度岩手県流域下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- エ 議案第 55 号 平成 21 年度岩手県港湾整備事業特別会計補正予算（第 1 号）
- オ 議案第 61 号 土木関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて
- カ 議案第 62 号 流域下水道事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて
- キ 議案第 65 号 津付ダム付替国道 397 号 1 号トンネル築造工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて
- ク 議案第 57 号 平成 21 年度岩手県電気事業会計補正予算（第 2 号）
- ケ 議案第 58 号 平成 21 年度岩手県工業用水道事業会計補正予算（第 2 号）

## 9 議事の内容

○工藤勝子委員長 おはようございます。ただいまから県土整備委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、県土整備部関係の議案の審査を行います。議案第 44 号平成 21 年度岩手県一般会計補正予算（第 6 号）中、第 1 条第 2 項第 1 表歳入歳出予算補正中、歳出第 6 款農林水産業費、第 3 項農地費、第 2 目土地改良費のうち県土整備部関係、第 3 目農地防災事業費のうち県土整備部関係、第 4 項林業費、第 6 目林道費、第 5 項水産業費、第 11 目漁港漁場整備費のうち県土整備部関係、第 8 款土木費、第 11 款災害復旧費、第 1 項農林水産施設災害復旧費、第 1 目農地及び農業用施設災害復旧費のうち県土整備部関係、第 2 目林道災害復旧費、第 2 項土木施設災害復旧費、第 2 条第 2 表繰越明許費補正中、第 6 款農林水産業費中、第 3 項農地費のうち農道整備事業、海岸高潮対策事業、第 4 項林業費のうち林業地域総合整備事業、林道整備事業、第 5 項水産業費のうち海岸高潮対策事業、第 8 款土木費、第 11 款災害復旧費、第 1 項農林水産施設災害復旧費のうち林道災害復旧事業、第 2 項土木施設災害復旧費、第 3 条第 3 表債務負担行為補正中、1 追加中 3 から 20 まで、2 変更中 4 から 9 まで、議案第 51 号平成 21 年度岩手県土地先行取得事業特別会計補正予算（第 1 号）、議案第 54 号平成 21 年度岩手県流域下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）、議案第 55 号平成 21 年度岩手県港湾整備事業特別会計補正予算（第 1 号）、議案第 61 号土木関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて及び議案第 62 号流域下水道事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについて、以上 6 件を一括議題といたします。当局から提案理由の説明を求めます。

○中田副部長兼県土整備企画室長 それでは、議案第 44 号平成 21 年度岩手県一般会計補正予算（第 6 号）中、県土整備部関係の歳出予算について御説明申し上げます。

議案（その 3）の 7 ページをお開き願います。6 款農林水産業費でございますけれども、12 億 6,616 万 6,000 円の減額でございますが、農林水産部の所管を除きまして、県土整備

部関係は2億3,997万9,000円の増額の補正であります。

8ページをお開き願います。8款土木費は36億6,513万7,000円の増額の補正であります。次のページの11款災害復旧事業費でございます。56億5,813万9,000円の減額のうち、当部所管分は37億5,618万2,000円の減額の補正であり、これらを合わせまして県土整備部関係の2月補正予算額は1億4,893万4,000円の増額の補正をしようとするものであります。なお、今回の補正予算は国の補正予算に伴う補正と事業費の確定に伴う補正が主なものでございます。

補正予算の内容につきましては、便宜予算に関する説明書で御説明申し上げます。予算に関する説明書の147ページをお開き願います。なお、金額の読み上げにつきましては省略させていただきます。主な事項を中心に御説明申し上げますので、御了承願います。

まず、6款農林水産業費、3項農地費、2目土地改良費のうち、県土整備部関係は次の148ページの上段の中ごろにございますが、農道整備事業費は、国からの追加内示を受け事業の進捗を図ろうとするものであり、その他の事業は事業費の確定等に伴う補正であります。3目農地防災事業費のうち県土整備部関係は、いずれも事業費の確定等に伴う補正であります。

次に、153ページをお開き願います。4項林業費でございますが、6目林道費は事業費の確定等に伴う補正であります。

次に、飛びまして162ページをお開き願います。5項水産業費11目漁港漁場整備費のうち、163ページになりますが、県土整備部関係は事業費の確定等に伴う補正でございます。

次に、飛びまして170ページをお開き願います。8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費でございますが、人件費や事業費の確定等に伴い、所要額を補正しようとするものであります。次のページの2目建設業指導監督費は、いわて建設業経営革新特別資金貸付金等の補正であり、3目建築指導費は、事業費の確定等に伴う補正であります。

172ページをお開き願います。4目空港費は、管理運営費及び空港整備費等の事業費の確定等に伴うものであります。

174ページをお開き願います。2項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費は、管理運営費の確定等、2目道路維持費の道路維持修繕費は、国の第2次補正予算に対応し、地域活性化・きめ細かな臨時交付金を活用し、通行の安全を確保するため、道路舗装の打ちかえ等に要する経費を補正するほか、除雪費の事業費の確定及び国庫補助事業の確定等に伴う補正であります。

次のページの3目道路新設改良費は、国庫補助事業や直轄道路事業費負担金の確定等に伴うものであります。

176ページをお開き願います。4目道路橋梁費は、事業費の確定等に伴う補正であります。

次のページの5目橋梁新設改良費は、地域活性化・きめ細かな臨時交付金を活用した橋梁の補修や耐震補強に要する経費の補正であります。

178ページをお開き願います。3項河川海岸費、1目河川総務費は、河川水門管理費や直

轄ダム管理費負担金等の確定等に伴うものであります。2目河川改良費は、河川等災害関連事業費等の国庫補助事業及び直轄河川事業費負担金等の確定に伴うものであります。

次のページの3目砂防費、それから180ページの4目海岸保全費、181ページの5目水防費、6目河川総合開発費まででございますけれども、国庫補助事業及び直轄事業費負担金等の事業費の確定に伴う補正であります。

183ページをお開き願います。4項港湾費、1目港湾管理費は、港湾管理費等の事業費の確定に伴うものであります。2目港湾建設費は、管理運営費及び直轄港湾事業費負担金等の事業費の確定に伴うものであります。

185ページをお開き願います。5項都市計画費、1目都市計画総務費は管理運営費や指導監督費等の確定に伴うものであります。2目街路事業費は、事業費の確定等に伴うものであります。

186ページをお開き願います。3目下水道費は、過疎地域公共下水道整備代行事業費等の事業費の確定等に伴う補正であります。

188ページをお開き願います。6項住宅費、1目住宅管理費は、管理運営費及び指導監督費等の確定等に伴う補正であります。2目住宅建設費の公営住宅建設事業費は、地域活性化・きめ細かな臨時交付金を活用し、公営住宅の住戸改善や屋根、外壁等の施設修繕に要する経費を補正しようとするものであります。

飛びまして、216ページをお開き願います。11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、1目農地及び農業用施設災害復旧費のうち、県土整備部関係の海岸保全施設災害復旧事業費は、該当する災害の発生がなかったことから全額を減額するものであります。2目林道災害復旧費は、21年度に被災した林道の災害等の復旧に要する経費の確定等による補正であります。

219ページをお開き願います。2項土木施設災害復旧費、1目河川等災害復旧費は、岩手・宮城内陸地震等による災害等の復旧に要する経費の確定等による補正であります。

次の220ページの2目港湾災害復旧費は、21年1月の冬季風浪による災害等の復旧に要する経費の確定等による補正であります。

次に、繰越明許費について御説明申し上げます。恐れ入りますが、お手元の議案(その3)に戻っていただきまして、11ページをお開き願います。第2表繰越明許費補正の追加のうち、県土整備部関係の繰越明許費は、一般会計で総額187億9,084万4,000円であります。

事業の主なものについて御説明申し上げます。15ページをお開き願います。まず、6款農林水産業費、3項農地費のうち県土整備部関係は、農道整備事業と16ページにございます海岸高潮対策事業を合わせた8億5,729万1,000円であります。このうち農道整備事業は一関市西磐井地区ほか8路線における事業であります。それから、4項林業費のうち県土整備部関係は、林業地域総合整備事業と林道整備事業を合わせた14億8,758万円あります。このうち林道整備事業は、八幡平市林道欠の山線ほか21路線における事業であります。5項水産業費のうち県土整備部関係は、海岸高潮対策事業6,153万円あります。これは山

田町大沢漁港ほか2漁港における事業であります。

18 ページの8款土木費、1項土木管理費1億8,729万9,000円であります。このうち空港整備事業は、平行誘導路整備工事等であります。2項道路橋梁費112億4,099万3,000円ありますが、道路改築事業は、国道107号西和賀町大石拡幅ほか17カ所、緊急地方道路整備事業は、国道107号奥州市札押道路ほか69カ所における事業であります。

19 ページの3項河川海岸費29億6,921万9,000円ありますが、総合流域防災事業は、岩泉町長内川ほか5河川、砂防激甚災害対策特別緊急事業は一関市の磐井川における事業であります。

20 ページの4項港湾費4,298万8,000円ありますが、宮古港ほか2港における港湾快適環境推進事業であります。5項都市計画費3億3,368万1,000円ありますが、緊急地方道路整備事業は、盛岡市仙北ほか6カ所における事業であります。6項住宅費8億936万3,000円ありますが、北上市大堤団地の住戸改善や公営住宅の屋根、外壁等の修繕工事等であります。

23 ページをお開き願います。11款災害復旧費であります。1項農林水産施設災害復旧費のうち県土整備部関係は、林道災害復旧事業の1,538万8,000円ありますが、20年災害12カ所の事業であります。2項土木施設災害復旧費7億8,551万2,000円ありますが、河川等災害復旧事業は、20年災害等41カ所における事業であります。これらの繰り越しの主な理由といたしましては、工法の選択や検討、関係機関や地元等との調整、家屋等の移転補償に伴う代替地の選定などに不測の日数を要したことによるものであります。

次に、債務負担行為について御説明申し上げます。24 ページの第3表債務負担行為補正、1追加のうち県土整備部関係は、事項欄の3林業地域総合整備事業から20広域公園整備事業までの18件であります。これらは、国の補正予算のいわゆるゼロ国債の設定等に伴い、事業の期間及び限度額を設定しようとするものであります。

26 ページをお開き願います。2変更のうち4の空港整備から9の遠野第2ダム建設事業までの6件でございますが、これらはゼロ国債の設定及び国庫補助事業の確定等に伴い、事業の期間及び限度額を変更しようとするものであります。

次に、48 ページをお開き願います。48 ページでございますが、議案第51号平成21年度岩手県土地先行取得事業特別会計補正予算(第1号)について御説明申し上げます。まず、第1条歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ43万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,907万円とするものであります。歳入の主なものであります。1款財産収入2項財産運用収入は、土地開発基金の利子の確定に伴う補正であります。

50 ページをお開き願います。歳出であります。1款管理事務費1項管理事務費は、一般会計への繰出金の確定等に伴う補正であります。

次に、57 ページをお開き願います。議案第54号平成21年度岩手県流域下水道特別会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。まず、第1条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億3,620万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

102億769万6,000円とするものであります。

58 ページをお開き願います。歳入の主なものであります。1 款分担金及び負担金 1 項負担金は、流入水量及び事業費の確定等に伴う補正であり、7 款県債、1 項県債は、事業費の確定等に伴う補正であります。

59 ページの歳出の主なものであります。1 款流域下水道事業費、1 項流域下水道管理費は、各処理場の維持管理費の確定等に伴う補正であり、2 項流域下水道建設費は、事業費の確定等に伴う補正であります。2 款公債費、1 項公債費は、流域下水道建設事業の確定等に伴う補正であります。

60 ページをお開き願います。第 2 表繰越明許費であります。1 款流域下水道事業費の繰越明許費は 5 億 9,440 万円であります。これは、工法の選択や検討、関係機関や地元等との調整などに不測の日数を要したことにより、年度内の完成が困難となったことによるものであります。

次に、61 ページであります。議案第 55 号平成 21 年度岩手県港湾整備事業特別会計補正予算（第 1 号）について御説明申し上げます。まず、第 1 条歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,418 万 6,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 22 億 4,560 万 7,000 円とするものであります。

62 ページをお開き願います。歳入の主なものについてであります。1 款使用料及び手数料、1 項使用料は、港湾施設等の使用料の収入額の確定に伴う補正であり、2 款財産収入、1 項財産売払収入は、工業用地等売払の収入額の確定に伴う補正であり、3 款繰入金、1 項一般会計繰入金は、事業費及び特定財源の確定等に伴う補正であります。6 款県債、1 項県債は、港湾施設整備事業等の確定等に伴う補正であります。

63 ページの歳出の主なものについてであります。1 款事業費、1 項港湾施設整備費は、事業費の確定等に伴う補正であります。

次に、建設事業に要する経費の一部負担を求める議案 2 件について御説明申し上げます。

76 ページをお開き願います。まず、議案第 61 号土木関係の建設事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについてであります。これは平成 21 年 3 月 25 日に議決をいただきました土木関係の建設事業に係る市町村負担金について建設事業に要する経費の額の変更に伴い、表に定めるとおり受益市町の負担金の額を変更しようとするものであります。

78 ページをお開き願います。議案第 62 号流域下水道事業に要する経費の一部を負担させることに関する議決の変更に関し議決を求めることについてであります。これは平成 21 年 3 月 25 日に議決をいただきました流域下水道事業に係る市町村負担金について、流域下水道事業に要する経費の額の変更に伴い、表に定めるとおり矢巾町に負担を求めようとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○工藤勝子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○及川幸子委員 説明いただきました土地改良費のうちですが、農道整備事業費が計上されております。これは今度、国のほうで圃場整備とか、土地区画整理事業費が大幅に削減されておりますが、それとはまた別な考えで農道整備という事業は進められるのか、その辺の兼ね合いのお話をちょっとお願いいたします。

○伊藤農林道課長 農道整備事業費の補正と基盤整備事業との関連ということなのですが、今回、いわゆる農業農村整備事業として、国の予算の追加割り当てを受けまして、2月補正で増額予算を計上させていただいておりますが、これについて農道事業で申しますと7地区今回増額を補正させていただいておりますが、圃場整備とのかかわりがありますが、一関市の夏川地区それから久慈市の大川目地区がございます。これらにつきましては、圃場整備事業との進捗の調整を図りながら予算を計上させていただいております。

それで、農道整備事業の場合は、過疎地域での実施がほとんどでございますので、財源として国と県でその事業費の負担をしておりますが、圃場整備事業の場合は、国、県のほかに受益者であります市町村、それから農家の負担が財源として入ってきませんと予算を受け入れることが難しくなりますので、そういった受け入れの関係もあって、それぞれ予算規模が所要なものを計上しているというふうに考えております。

今回の農道事業につきましては増額補正によりまして2地区が事業完了可能となる予算を確保することができますし、また4.9キロほどの農道舗装を整備することができるということで、事業効果の早期発現につながるものと考えておりますし、全体の事業調整を図りながら統一的に進めていきたいと考えてございます。

○及川幸子委員 7カ所のうち2カ所ということですが、片方の圃場整備事業が全然休まれて、農道整備事業だけが進捗していくというのはうまくないと思いますので、今後においても、国のほう、それから農林水産部のほうとも協議しながら、一体化して進めるような方策をとっていただきたいと思います。以上です。

○亀卦川富夫委員 林道整備等についてお伺いします。林業につきましては、今森林の持つ価値というものが大切だということで、さまざま林業策というものに目が向いていると思うのです。そこで、今回の補正につきましても、あるいは繰越明許あるいは債務負担行為等を見ましても、林業に対するものが結構あります。

そこで第1点は、県土整備部と農林水産部との連携というものの、単にこの現場を受け持つという形でやっているものか。あるいは林業というものに対しての連携プレーというようなことで、しっかりした政策のもとに取り組んでいるのか、その辺の事情をまずお伺いしたいと思います。

○伊藤農林道課長 林道整備の推進の進め方でございますが、御案内のとおり林道整備というものは森林内の低コスト生産を進める上で不可欠なものでありますが、林道に加えまして、さらに作業道ですとか、あるいは作業路といったものと一体的にネットワークを形成することで、森林内の路網が形成される。それによって木材の搬出ですとか、あるいは機械

の搬入が可能になるということがございますので、私どもといたしましても、林道を整備するに当たりましては、作業路の計画がどういったものになるのかということを含めた林道計画ということで、それぞれの路線の検討をしております。その際には、農林水産部の所管しております作業路との計画調整が不可欠でございます。

そういった意味で、林道計画を作成する段階、あるいは実施する段階におきましては、そういった農林水産部との調整を経ながら進めておりますが、整備の関係といたしましては、林道がやはり骨格になる道路ですから先行すると。その後に枝分かれするようにして作業道等をつけていただくというふうな形になりますので、今回の予算等におきましても、ゼロ国債等で林道を先行する。そういった先行した林道に対して、農林水産部が所管しております路網整備予算でもって、その作業道等をつけていくと、そういった取り組みをしております。

○亀卦川富夫委員　そういう意味では、この 153 ページであります林業地域総合整備事業費ですね、それからもう少し下のほうに、路網整備促進支援システム開発事業費というのが、これがこういうことであるだろうと思います。これをもう少し詳しく両方の事業について、内容についてお知らせしていただきたいと思います。

○伊藤農林道課長　林業地域総合整備事業のほうにつきましては、いわゆるこの総合整備事業と林道事業とがございます。これは森林の利用区域分析に応じて区分をいたしております。利用区域面積が 2,000 ヘクタール以上だったと思いますが、大規模なものについては、この林道の基幹的な道路を整備するという意味合いにおきましてこの事業を活用しておりますが、具体的に申し上げますと、旧緑資源幹線林道の残区間で受け入れました山のみち地域づくり交付金事業ですとか、そういったものがいわゆる林業地域総合整備事業の中で実施されているもので、比較的規模の大きなものというふうに御理解いただければと思います。

それから、路網整備促進支援システムでございますけれども、これはふるさと雇用基金を活用いたしまして、地域の市町村あるいは森林組合が森林経営をしていく上で、路網整備にかかります支出、あるいは生産間伐にかかります間伐費などと、それによって得られる収入などをシミュレーションできるようなシステムをつくらうとするソフト開発でございます。これによって、路網整備をやる上でどういった収支が見込まれるのかということを試算していただいて、地域で取り組んでいただこうとしているものでございます。

○亀卦川富夫委員　今のこのシステムですね、これは大変大切なことだと思うのです。特に雇用の関係などはこういったことで、かなり生じてくるだろうと思います。そこで、それとあわせて林建共同型の林内路網整備というのがありますね。林建ということは、おそらく建設業界とのタイアップといいますか、そういったものだろうと思うのです。そういったことと、この支援システムとの関係、どういったものを構築していくという意味合いがあるのかなと思ったので、その辺をちょっと。

○伊藤農林道課長　このシステムは、新たに林道をつくらうという場合だけにとどまらず



に、既存の林道を活用して路網作業道をつくっていかうという、まさに林建共同でつくっていかうといった場合であっても活用できると思っておりますので、そういった幅広い利用をしていただければ、こちらとしてもシステムを提供する目的にかなうというふうに思っております。今3年間の工程でそのシステム開発に取り組もうとしている初年度でございます。先ごろ、システムのベースができましたので、県内4地域で研修会を開催いたしましたところございまして、今後システムのブラッシュアップをしながら、さらにより広範な活用をしていただけるように普及啓発に努めていきたいと思っております。

○亀卦川富夫委員 最後に、この進め方についてお尋ねしますが、市町村とかあるいは森林組合、さらには建設業界を巻き込んだ話になっていくかと思うのですが、そういう進め方と、もう一方、今度4つの広域圏がスタートするわけですので、その広域圏ごとに、こういったものというのは、現場ですから組み合わせた形で進めるのだらうと思います。林業の振興というのは、岩手にとっては、岩手発の産業振興であり、環境王国に踏み出すものでもあれば、さらに雇用の場の確保でもあるというふうに、さまざまつながっていく。そういった意味では、路網の整備から始めるというのは、機械の導入等も入ってくるわけですから、大切なことだと思います。したがって、先ほど来お聞きしているものをまとめていきますと、広域圏の中で、あるいは市町村、地域、建設業界などに対する進め方の大切さというのものも、より増してくると思いますので、その辺についての御答弁をお願いしながら、しっかり進めていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○伊藤農林道課長 本県は豊富な森林資源を有しているにもかかわらず、路網整備がまだまだ十分とは言えない状況にございますので、林道王国としつつも利用を実際に進める上で、作業道の整備がなければ機械は入れないということが現実としてございますので、今の森林資源を所得に変えるためにも、そういった生産性の高い基盤整備をして、作業のシステムを構築していきたいというふうに考えておりますので、そういった考え方を市町村、森林組合の皆さん方にも御理解いただけるように、取り組みをしてまいりたいと考えてございます。

○小野寺好委員 空港費のかかわりで、空港利用促進事業費に絡めてちょっとお聞きしたいのですが、ゴールデンウィークを過ぎたら名古屋便がなくなって、北海道と大阪しか選択の余地なくなると思うのですが、広く県民を対象に、花巻空港を使ってどこに行きたいみたいな、そういった調査とかをやったことがあるのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○波々伯部空港課総括課長 ただいまの質問についてでございますけれども、現在花巻空港のほうで空港の利用者を対象にいたしまして、実際今度名古屋線が5月6日からなくなるということになっておりますので、その場合に代替交通、どういうものを使うのかとか、こういったような質問と、それから、今後県としても名古屋線の維持はもちろんのこと、花巻空港の路線ネットワークの維持拡充ということに力を入れていかなければならないということで、具体的にどういった定期路線を希望しますかとか、今まさに利用者アンケートして

おりまして、今月中には何らかの形で取りまとめていきたいと思っています。

○小野寺好委員 それとのかかわりなのですが、かつて東亜国内航空がJALになったわけですが、JALがちょっと大変な状況で、そのほかにスカイマークだとかエアドゥでしたか、四つぐらいあったと思うのですが、それとか全日空の子会社とか、何か日本航空以外の飛行機会社に、岩手県民はこういったところを希望していますよみたいなことを言って営業をかけることはできないものか、お聞きしたいと思います。

○波々伯部空港課総括課長 今御指摘いただきました件につきましても、先ほど申し上げた利用者アンケートの結果などをもとに、あるいは岩手県との交流の実態に関するデータなどをそろえまして、日本航空、そしてそれ以外の空港会社というものもターゲットにいたしまして、今後花巻空港の路線の拡充について働きかけをしていくことを検討したいというふうに考えてございます。

○小野寺好委員 別なことです。下水道の関係で、過疎地域の公共下水道の代行事業について、具体的にどういった町村でやっているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○岡田下水環境課総括課長 過疎代行については、今浄法寺でやっています。これまでの整備カ所は10カ所やっております、総額で今まで190億円ほどやっています。それで、今現在やっているのは浄法寺町で平成20年度から平成22年度までで、総事業費が5億円余になっております。

○千葉康一郎委員 二つばかりお伺いしたいのですけれども、先般の津波によって港湾被害があったかどうかということが一つなのですけれども、実は現在整備している港湾はどこなのか、ちょっと初歩的な質問で恐縮ですけれども、それを教えていただきたいということ。それから、港湾整備事業の特別会計の中で、いわゆる使用料があるわけですが、この使用料というのは港湾使用料で、つまり船が停泊した場合に、岸壁につけた場合に徴収する手数料とか、あるいは使用料ということになるのですか。

それから、もう一つ、財産収入というのは何を売り払うか、何かしたかして財産収入なのか、その内容をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○野中港湾課総括課長 最初に、先のチリ地震津波の被害でございますが、港湾施設につきましては、被害はございません。

それから、どこの港湾を整備したかということでございますが、直轄や、補助事業を含めまして、久慈港では・・・

(千葉康一郎委員「久慈港」と呼ぶ)

○野中港湾課総括課長 久慈港、それから宮古港、釜石港、大船渡港、小本港、それぞれ直轄、それから補助事業等で整備をしてございます。

(「全部だな」と呼ぶ者あり)

○野中港湾課総括課長 八木港だけが一応概成ということで、維持修繕以外はやっておりません。それ以外は改修事業、直轄事業ということで進めております。

それから、特別会計でございますが、右にあります使用料につきましては、いわゆる岸壁

に接岸する岸壁使用料等は一般会計でございまして、埠頭用地の野積みだとか、そういった使用料が特別会計になっております。

(千葉康一郎委員「何が特別会計ですか」と呼ぶ)

○野中港湾課総括課長 野積みだとか、埠頭用地に保管するとか、物を置くときに使用料、占有料、それが特別会計の収入。

それから、財産収入でございますが、これは久慈港の半崎地区の工業用地、造船会社がございまして、そこをさらに買い取っていただきました収入でございます。

○千葉康一郎委員 岸壁の使用料については、特別会計に入るのかと思って、非常に少ないなと思っておったのですよ、いずれ一般会計に入るのですか。

○野中港湾課総括課長 港湾の収入につきましては、岸壁については一般会計、それから埠頭用地については特別会計ということでございます。

○千葉康一郎委員 現在、各港にさまざまな民間会社がプラントとかさまざま設置しているのがあるのですけれども、あれはすべて、使用料としてこちらの特別会計に入ってくるわけですか。

○野中港湾課総括課長 特別会計の対象になるのは埠頭用地、物を一時的に保管する場所でございますけれども、いずれ埠頭用地を占有する場合には、私ども港湾管理者としては、その使用料をいただくこととなります。

○千葉康一郎委員 実は、この間の津波でもって、埠頭とか波消しブロック等々、テレビで聞いたのですけれども、宮古とか大分沈下したとかなんかというのは、あれは国の関係だと思えますけれども、ああいうのがあって、また次に今度は宮城県沖地震なり、三陸沖地震が来れば大変なことになるのではないかというような気がしたわけです、テレビ見て。そういう関係の調査とかはどのようになっているのでしょうか。

○野中港湾課総括課長 津波による被害につきましては、現地ではそういった被害が出たという情報はございませんが、現在詳細調査を2件それぞれ行ってございまして、そういった箇所があれば、また今後どうするかを検討することになると思います。

○千葉康一郎委員 港湾の関係についてはわかりました。

空港関係で、実はこの間、花巻空港を利用して県外に行ってきたのですが、帰りの飛行機の便が悪くて新幹線で帰ってきたのです。新幹線で帰ってきて、花巻駅に着きまして空港に行きましたら、空港の入り口に、時間も時間でしたから、10時過ぎだったと思いますけれども、門扉が完全に閉まっていて入れなかったのです。車を駐車場に入れていたものですか、駐車場から出そうと思って行ったのですが入れなくて困りまして、最終的にはタクシーの運転手さんが本社のほうに連絡をし、タクシーの本社から空港に連絡をしてもらって門扉を開けていただいたということなのですが、恐らく私だけでなく、何か都合があって駐車場にとめておって入れない人があると思うのですよ、時間的に。そうした場合に困るので、あそこら辺に、警備室に連絡するようなインターホンみたいなものが設置されていればなと思ったのですけれども、今までそういうことがあったのでしょうか、なかったのでしょうか。

○波々伯部空港課総括課長 今回の御指摘は、行きのみ花巻空港を利用いただきまして、帰りに新幹線等でお帰りになったお客様が、特に夜間の時間帯に空港の駐車場に戻られるという事の御指摘かと思えます。正確に何件ということはわかりませんが、そのような事例が過去にもあったということは聞いたことはございまして、それは空港の運営時間外になりまして、駐車場も含めての空港保安上の観点からやっているのだろうということでございすけれども、利用者の利便性を考えまして、そのような御指摘に今後どのように対応していくのか、もうちょっと現場サイドと調整をしたいと思えます。

○千葉康一郎委員 御礼を申し上げたいのですけれども、実はタクシーの運転手さんが連絡をしていただいて、まもなく警備員さんが来ました。警備員さんが、私が駐車場に行っ出て来るまでずっといたのですけれども、たまたま、そのときは十何センチか岩手県に雪が降りまして、それが昼間に若干溶けて、凍って、雪を払っても氷でもって全然動けなかったのです、ガリガリ、ガリガリやって、警備員さんが待っていると思って、急いでね、少しだけ開けて走って行って、警備員さんが、下で安全のために少し溶かして行きなさいというわけで、しかも警備員さんがフロントガラスも全部、はいでくれたのですよ。非常にありがたかったので、ひとつ警備員さんのほうに御礼を言っていたというようなことを言っていたきたいと思います。終わります。

○菊池勲委員 いい話を聞きました。おれは、飛行機を使わない人が使う駐車場じゃないと思ったのだけれども。

いつかの機会にもここで聞いたことがあるからかなり昔の話だと思っているのだけれども、広域下水道事業について。県下、この広いところで広域下水道の恩恵を被るところは一部ですよね。私ら農村部は集落排水事業、今盛んにやってもらっているけど、来年あたりがやっと水洗トイレをつけられるようになった。広域下水道事業は、本管は恐らくまだまだ布設していないところがあるだろうけれども、大方都市の真ん中は終わっていますよね。ところが、加入率が見事に低いのだそうだね。本管には億の金をかけて、何百億の金でやっているのだけれども、残念ながら、そこに住んでいる方々がなかなか入ってくれない。入ってくれないものなのか、入りにくいわけだ。なぜかという、道路と道路の間にうちが何軒かあるよね。人間社会、これは難しいことなのだけれども、隣同士仲のいい人は余りないのだよな。そうすると、入り口の人の縁の下を通らなければパイプが運べない。私ども北上市に結構あるのだそう。ですから、加入率がどうなっているか、それを聞きたいと思う。

やっぱり、せつかく何百億の金をかけてやっているわけだから、当然くみ取りでは衛生上も、あなた方がやろうとしている目的も全然達していないわけだから、私は何かの方法で、全戸入れるような状態になっているわけだから、私は水洗を進める方法は展開してほしいと、いつかも多分この場所で話した記憶はあるのだけれども、その後どうなっているのか。各場所によって違うと思うけれども、北上市ではそういう話を聞いた。個人から聞いたわけではないけれども、なかなか難しいと。うちとうちの間が、人がやっとなんかして歩くくらいしかあいておりませんので、その間を掘ってパイプを入れるのは絶対に難しいとい

うことでありますから、なんたってその人の敷き板をはがさなければいかんとなるわけだけれども、そんな方法を聞くと、何となく寂しいなど。せっかく何億、何百万と金をかけているけれども、その目的が達成できないとなれば、では、来年の何月からくみ取りは行きませんよという方法はできないものな、絶対にな。これができなければパンクするから、隣同士は仲が悪いけれども、頭を下げて。そんな方法をとらないと、あなた方がせっかくやったのが意味がないと思うのだけれども、まず全国平均と東北平均と岩手県の数字をお願いします。

○岡田下水環境課総括課長 今、下水道の加入率というか、水洗化率と呼んでいるのですけれども、この水洗化率については、全国も岩手県もそれほど違っておりませんで、例えば下水道については水洗化率は83.7%、農業集落排水事業で76.8%、漁業集落排水事業がちょっと落ちていまして56.3%、浄化槽、コミュニティ・プラントについては100%で、全体では85%の水洗化率になっております。全国についてはちょっと今調べます。

それから、今御質問の中にございました、自分のうちに入れるために隣のうちの敷地を通らないと入れられないとか、そういうのも実際に下水道を整備していく上で大きな問題になっております。そういう場合は、もちろんお願いするわけなのですが、隣の家の人の敷地を通して自分のうちに入れるというか、そういうこともできることになっておりますけれども、中を見るとなかなか調整がつかないというのは御案内のとおりです。

○菊池勲委員 そのとおりで聞いた意味がないのだよな。私が言っているのは、そういう状態だから、やっぱり何かの方法で全戸に入れるような方法を取らなければいかんと頼んでいるの。今の答弁だと、おれがあえて手を挙げて質問することはないのだけれどもな。私が言っているのは、そういう状態だと聞いているけれども、実態はどうかわかりません。だけれども、いつかの機会にここでしゃべったことがあるのだけれども、今の答弁だと改善はされていないな。そういうことがあり得るというだけで、あつたけれども、その地域は自治会とかの協議の中で地域の方々に頼んでやってもらったという例がないのだな、そうすると。それはどうなの。

○岡田下水環境課総括課長 下水道の水洗化率については大きな問題で、これは収入の大きな基本になっているわけですが、それで水洗化率を上げるために、振興局単位で水洗化懇談会というのを設けております。その中で、水洗化されないときは水洗化の障害になっているのはどのようなことがあるかというのを、地域の代表の方を呼んで、それで話し合ってもらって、そういう問題を解決するように努力をしています。

○菊池勲委員 例えばね、何年にその地域は完成したと。だけれども、加入率が何ぼという数字は持っているの。

○工藤勝子委員長 先ほど全国のはわからないという話がありましたけれども、多分質問の中で岩手県の水洗化率、それから東北という話もありましたので、わかりましたら御答弁をお願いいたします。

○岡田下水環境課総括課長 今、全国の推移について調査しております。

○菊池勲委員 部長、せっかくお金をかけてやろうとしているのは、それはありがたい話なのだけれども、残念ながら地域の人たちに恩恵、前の人はいいけれど、おれは後ろだからさっぱりだめだという人がいっぱいあるのだな、大体。調べたら結構あると思う。だとすれば、真四角にはなっているんだけれども、表の道路と裏の道路があって、その中に3軒ぐらい並んでいるのだよな。必ず1軒、2軒ではなくて、恐らく表の通りの1軒はいいが、あと中の3軒は全然だめだとするならば、やっぱり組織に出向いて行って、みんなで力を合わせてやらせる方法を取らなければ、全然解決しないのだと思うよ。ですから、先ほどのあれだけでも、来年何月からくみ取りは行きませんかなんて話になれば、これはみんな入る、何とかして入らないといけないとなるが、その方法は絶対に不可能でしょう。

だとするならば、せっかく広域下水道で大きな金をかけて、それも含めて、毎年のように金をかけてつくってもらっている。ありがたい話だけれども、だれも恩恵をこうむらずにそこにおるとなれば、あなた方がやろうとする目的は、完全に達成はしてないということなのだよな、工事は終わっているけれども。だんだん世の中は、特に隣近所の話も、人間対人間の関係も、正直に言うと、余りよくない方向に展開しているのではないかと思うのだよね。どこかの機会でそのわだかまりが解けて、仲よくなる可能性もあり得るのだよ。この下水道の管1本で。それは得だよな、一石三鳥ぐらいになる、五鳥ぐらいになるかな。そんな方法を展開する方法はないのか、部長、教えてください。

○佐藤県土整備部長 より適切かつ迅速にその水洗化率を上げていくという手法につきましては、個人の負担も伴うことからなかなか難しい問題ではありますけれども、今総括課長が答弁申し上げましたように水洗化率の向上、これは委員御指摘のように、我々としても大きな問題としてとらえているところでございます。

現在、汚水処理適正ビジョン2004で汚水処理人口普及率を上げていくということで、今平成22年度まで80%を目標に取り組んでいるところです。平成23年度以降、汚水処理適正ビジョン、これをどういう形にしていくかということで、今現在検討しておりますが、その中で、今委員御指摘の水洗化率を向上していくと。それをどういうふうにすれば向上できるか、それを市町村とともに議論しているところでございます。そういう中で、平成23年度以降、現在今年度から取り組んで来年度成案を得るべく検討していますけれども、市町村の方々と一緒になって、水洗化率の向上を目指すためにはどういう手法があるのか、これも含めて検討してまいりたいというふうに思っております。

○菊池勲委員 私の住んでいるところをしゃべると恥ずかしいからしゃべりたくないけれども、町の外れなのです。今、集落排水事業工事は、家の入り口をほじくって盛んにやってもらっている。来年あたり完成して、入ってくれという途上の中で、スタートしたときは、各戸を全部入れるとなっておった。だんだん、我が北上市も財政が厳しくなったようで、それ以上先は戸数が少ないから途中で切って、個々の合併浄化槽で処理をしようとした経緯があるみたいだ。

たまたま、その土地におれが住んでおった。おれが住んでおらなければ、おれの西側は

だめだったと思って見ているのだけれども、先般何かの集まりのときに市長さんが、実ほど。市長が最後に聞いたと思うのだけれども、予定どおり最後までいくという話になって、1年延びてたようだ。そして、完成したみたいなのだけれども。言われているとおり、大変お金がかかることはそのとおりなのだ。我々も1戸1戸引くとやっぱり250万円から300万円金がかかるという話になっておった。だからこそ、組織をつくって、低利の資金をどこからか借入れを起こして、年賦で払おうやという話にしておいて、ですからみんな一緒に入ろうということになったみたいだね。

そんなときに、街中にいる人がまだくみ取りで生活をしていて、田舎が水洗トイレでは、これ全くさまにならない話なのだ、部長。これを私は言っているのさ。とっくに本管が入っているのに、まだ水洗にしていなとなれば、金がかかるからやらないという人なら話は別だが、私は、そうではないと聞いているのです。隣同士がなかなかうまくいなくて入れられないと聞いているので、それを処理する方法は、やっぱりあなた方がつくってはくれた。だけれども、まだ効力を発していないわけだから、そこに手を差し伸べなければ、恐らく何年たっても難しいのだと思う。これをひとつ部長にお願いしたいのよ。そうでないと、せっかく何百億の金が100%機能していないということになれば、さびしい話だと思ってこんな話になるわけだ。あとはしゃべりません、これで2回目だから。ひとつよろしく頼みます。部長、御答弁。

○佐藤県土整備部長 私どもも繰り返しになって恐縮ですが、水洗化率の向上、街中も含めて、中山間地域も含めて水洗化をしまして、快適な生活環境を県民の方々に享受してもらおう。これは私どもの最終目的でございますので、その目的達成に向けまして頑張ってもらいたいと思っています。

○岡田下水環境課総括課長 水洗化率について、今ちょっと調べたのですがけれども、3省です、環境省と国土交通省と農林水産省では、水洗化率について公表されているデータはないので、押さえておりません。

○菅原一敏委員 河川の水門についてお尋ねをしたいのですが、今般の津波で、幸いにも大きな波は実際には来なかったものですから、堤防の内側にまでは被害は各地とも及ばなかったというふうに承知をしているのですが、海岸線にずっと堤防があつて、津波の被害を食い止めるようになっているのですけれども、中には、特に中小の河川で水門のない河川があるわけです。そして、それが住宅地のそばの港の中に開けていたような場合には、堤防は堤防として十分に機能を果たすわけなのですが、開いている河口から、水門がないために津波が内側に浸入する、そういうおそれのある場所があると思うのですが、実態として何か把握しているものが、どの程度あるのか。あるとすれば、どういうふうな今後取り組みをしようとしているのか、大ざっぱで結構ですから教えていただきたいと思ひます。

○佐藤河川課総括課長 津波対策につきまして、一般の海岸は、防潮堤あるいは陸閘、水門等で対応していく。河川につきましては、津軽石、小本川の水門のように、河口に水門をつくって津波対策をしているというふうな状況でございます。その中で、中小河川について、

そういう施設がなくて守られていない箇所はどれぐらいあるかということですが、本当に小さい河川等がございまして、その背後に住家等の資産がないというふうなところもございまして、はっきりしたデータを持ってございません。

河口の対策につきましては、三陸高潮対策事業で実施してきているところでございまして、現在実施しておりますのは、山田町の織笠川、ここで実際に水門を実施している。あるいは農林水産省所管の事業でございましてけれども下荒川、ここは三陸高潮ではなくて、津波対策の事業として同じく河口に水門をつくっている。現在は2カ所で整備をしているところでございますが、現在のところ、これ以外のところで新たに具体的な事業化のめどは持っていないというような状況でございます。

○菅原一敏委員 三陸高潮対策事業も県土整備部の事業でよろしいわけですか。

○佐藤河川課総括課長 現在県土整備部で実施している事業でございます。

○菅原一敏委員 地元のことで恐縮ですが、長部漁港に流れ込んでいる長部川という小さい川があるのですが、ここに実は水門がなくて、以前からも防災対策上の課題になっているのですけれども、今回津波の翌日、岩手日報の一面に大きな写真が出まして、長部漁港の浸水した状況を上から撮った非常にいい写真だなというふうに思ったのですが、すぐそばに長部川があるのです。そして水門がなくて、御存じのとおり後ろのほうは非常に低い、ゼロメートル以下の地帯なのですが、住宅が密集していて、もう少し大きな津波が来て、長部川を逆流すれば、後ろから住宅地が全滅してしまうというような非常に危険な場所にあるのです。今後計画はないということですが、今回の津波をいいチャンスととらえて、国等に対して事業要望するなり、ぜひとも積極的な取り組みをしていただきたいというふうに思うのですが、いずれ住宅密集地なものですから、非常に危険だというふうに私は思っているのですが、今後の取り組みについてお考えをお聞かせいただきたいと思いません。

○佐藤河川課総括課長 河川水門については、新たな事業を、今後取り組む予定がないという御指摘でございましたけれども、正確に申し上げますと、河川の津波対策用の水門、地震等高潮対策という言い方をしておりますが、計画河川が16河川ございまして、このうち、先ほど申し上げました小本川を含めまして10河川が整備完了しております。残りの6河川のうち整備中が先ほど申し上げました1河川、残りの5河川、この中には長部川も含まれておりますけれども、大きな計画の中には位置づけられているということでございます。ただ、現在進めております事業がまだ継続している中で、次にどういう展開をしていくかというのは今後の事業の進め方、あるいは今後の予算の状況等を踏まえながら、検討していきたいというふうに思います。

あわせて、ハード整備のみでは人命を守るのは難しいというふうなことがあるかと思っています。今回の津波の対応でも、避難が十分になされなかったというふうな報道等がございましてけれども、私どもとしては、そういうソフト対策もあわせて取り組んで、津波被害の軽減に取り組んでいきたいというふうに考えております。



○菅原一敏委員 住民はもちろん水門で守られるわけではないですから、これは避難する以外にないわけですから、それはそれとして別な観点からとても大事なことですけれども、同時に財産も守らなければならないわけですから、必要な施設というふうにとらえているのですが、先ほども申しあげましたけれども、今後ですね、宮城県沖地震の来襲も想定されるわけですから、国等においても防災対策というものには力を入れてくるだろうというふうに思うわけですから、県としてもそういう視点から、これまで以上に重点的に取り組みをされるようお願いをして終わりたいと思います。

○工藤勝子委員長 答弁はいいですね。そのほかありませんか。

ほかに質疑がなければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○工藤勝子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○工藤勝子委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 65 号津付ダム付替国道 397 号 1 号トンネル築造工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。当局からの提案理由の説明を求めます。

○今野河川開発課長 議案(その4)の4ページをお開き願います。

議案第 65 号津付ダム付替国道 397 号 1 号トンネル築造工事の請負契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。お手元に配付しております説明資料により説明させていただきますので、説明資料の 1 ページをお開き願います。

津付ダム付替国道 397 号 1 号トンネル築造工事の請負契約の締結に関し、地方自治法第 96 条第 1 項第 4 号及び議会の議決に付すべき委託契約、及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、今回議会の議決を求めるものであります。

工事名は、津付ダム付替国道 397 号 1 号トンネル築造工事。工事場所は、気仙郡住田町世田米字津付地内。契約金額は 7 億 2,975 万円で、請負率は 74.99%。請負者は、佐藤工業株式会社・岡崎建設株式会社特定共同企業体。請負者の住所は、資料に記載のとおりであります。工期は 456 日間で、平成 21 年度から平成 23 年度までの 3 カ年の債務負担行為であります。

なお、お手元の説明資料については、2 ページに県土整備部関係契約議案に係る請負者の状況、3 ページ及び 4 ページには、総合評価落札方式入札調書、5 ページ及び 6 ページには、総合評価落札方式条件付一般競争入札公告となっております。以上で説明を終わります。よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○工藤勝子委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○及川幸子委員 ちょっとお尋ねいたします。3 ページですが、この技術提案評価項目 A、

それから技術評価点合計 18.50。この点数がもっといいところもあったのですが、なぜこの J V に決まったのか、その経緯をお知らせください。

○今野河川開発課長 今回の落札者決定に当たりましては、4 ページをお開き願いますけれども、入札額と技術評価点の合計でもちまして、その足した合計で総合評価点が最高の得点の J V となったものでございます。結果的には一番入札額が低かった本 J V が落札したものでございますけれども、技術評価点においても、この J V は高い点数を取得しております。その結果、総合評価点が高かったことにより落札が決定したものでございます。

○及川幸子委員 そうして聞くと、なるほどと思うのですけれども、この提案評価とか技術評価点がかなり高いところがあったわけです。この低入札の、ばんと下がったところが 1 社落札するというのは、今低入札の防止が叫ばれているときに、どのような説明をなされるのか、その点をお聞きします。

○今野河川開発課長 今回も低入札になったわけでございますけれども、今回、21 社入札に参加しておりますけれども、低入札で入札を入れた会社が 5 社ございます。その中で最も低かったわけでございますけれども、その低入札の内容につきましては、低入札に係る県の審議会でもって審査してきたところでございまして、適正な価格で今後も品質管理あるいは施工も行うということで落札決定したところでございます。

○及川幸子委員 決まったことのようにですが、低入札ですから、安かろう悪かろうということなく、今後いろいろと工事の経緯などを見られながら、適切にやっていただきたいと思えます。以上です。

○菊池勲委員 及川委員の話聞いてそのとおりでと思っているのだけれども、例えば七十数パーセントでできるという根拠が、私もさっぱりわからないのだよね。だったら、なぜこんな大きな額の予算でやらなければならないのかということ、ましてや 10 億円近いトンネル工事で、7 億円そこそこで、74%ほどでできるということになれば、積算基準を変えなければいかんと思うのだけれどもね。これはいつも議論される話なんだよね、安ければいいという話でもないと思う。安いときにはどこにしわ寄せがいくかとなれば、働く労賃と資材を納入する会社側とで、だれも得していないのではないかと。得をするのはあなた方だけだ。いい工事になれば、及川委員の言うように、いい仕事をしてくださいよという注文をつけたって、これは我々がそこに行って監督をするわけではないから、こういう格好しか私どもは監督権限がないわけなので、いつもそう思う。

私も土地改良区の責任者をやっているものだから、こんな大きな仕事ではないけど、入札をする。どれが正しいかというのは、最低基準をどこで切るかとなれば、少なくとも七十五、六で切らないと、私は難しいのではないかと考えている。

基準を変えるような能力がないから、皆さんの基準の数字を使ってやらせてもらっているのだけれども、そんなところも部長、これはあなた方の部下のどれかがついて監督するのだと思うけれども、これは常時ついていないわけではないんだよね、絶対に。ですから、昔のようにごまかすことは難しいことなのだと思うはみるけれども、昔はよく、コンクリー

トのときに、今は監督がないから早くそこから大きな石を拾ってこいと、石を拾ってきて中にどんとどんとぶち込んだ例があったよね。だけれども、機械がないから、そのまま上をたらっとならしてこてかけて、できましたと言って、それで済んだ時代があって、それがずっと長かった。今は全部、機械でチェックされるから、まず不可能だという話を聞いたけれども。

それは別としても、私はもうちょっと上限のところをとめるような形のをしないと、いい仕事はできないのではないかと。これからもいっぱいあるでしょう。そんな気がするけど、どうですか部長。やっぱりこの状態でやりますかね。

○佐藤県土整備部部長 一般論として低入札に関しましては、やはり請負者といいますか、受注された業者の方も、また行政も大きなコスト増につながるのではないかと考えています。我々、低入札の工事に対しましては、監督体制の強化、それから品質管理の写真管理とかは倍にするとか、そういう形で品質の保持を図っているところでございます。

そういう意味におきまして、やはり双方にとりましてもコストがかかるのではないかと考えております。一方、建設企業のほうでは機械を自前で持っているとか、あるいはいろいろ資材がストックされていて安く回せるとか、その建設企業にとっても都合があると思うのです。案件によりましては、この価格でできるということで札を入れていただくことになると思うのです。その結果として、低入札になる場合もあり得ると。そういういろいろなファクターがあると思っています。

しかしながら、公共事業というのは、1つは公共インフラの整備という目的もございませけれども、やはり地域経済の活性化にもつながっていく、内需拡大を目指すための1つのツールとして公共事業もあるのだというふうに私どもは考えているところです。それにおきましては、低入札というのは、やはり建設企業の社会的責任の一つとしての地域経済の活性化ということもあるわけですので、その辺は建設企業の方々にも適正な利益を確保した上での公正な競争ということをお願いしてまいりたいと思っています。

○今野河川開発課長 県の基準、積算基準が高過ぎるのではないかとのお話でございませけれども、積算に当たりましては、この現地に適した施工計画を立案して、標準的な工法、あるいは歩掛かり等により、標準的な金額を積み上げたことによって算定したものでございまして、妥当なものだというふうに考えておるところでございませ。

それから、低入札についてでございませけれども、本JVにつきましては、トンネル工事の専門の下請予定業者の協力によって施工の合理化、あるいは資材を本社一括納入によって、コスト縮減を図るなど、施工ベースの金額で施工できるというふうになったものでございませ。

○菊池勲委員 課長、これがだめだと言っていないのだ、おれは。あなた、何でそんなに丁寧に難しい答弁をするから、また手挙げなければならない。部長の答弁でおれは理解したのだ。やっぱり公共事業だから社会にも貢献しなければならない。まるっきりもうけさせるのは、これは不当だかもしれないけれども。だけれども、腹を切つてまで勝負をかけても、あな

たは絶対に間違いがないと言っている。間違ったらどうするの、74%ぐらいでさ。おれはそれを心配したから部長に聞いたんだ。部長の答弁は正しくなくて、あなたのほうは本当に間違っていないのか。あなたは間違っていないというが、間違っような答弁をしているよ。もうちょっと丁寧な答弁のほうがいいのだと思うよ。一分も狂ってはダメなことになる、あなたの答弁だと。私はそんなこと聞いてないのだよ。

やはり公共事業というのは、安くていいものができればそれにこしたことはないけれども、難しいとなれば、だれか腹を切る人がいるわけだよ、あなた。もうけ損ねる人がいるということだ。そしたら、せっかくとったって意味ないのだから。あなた方は、こんな高い金をかけて人殺しをしているのと同じだよ。それを避ける方法はないかと聞いているのだから。部長の答弁はましだと思っているのに、あなたの答弁は腹が立つだけだよ。もう一回答弁はしないな。求めないからいいよ。注意しておくだけだ。聞いているのはそんな話ではない。もういいですよ。

○亀卦川富夫委員 これは付け替えと言いながら大船渡市、奥州市間にとってはこの国道397号ということで大変大切なトンネルであります、これが通る見通し。国道397号の整備とトンネルとの関係で、例えば貫通とか、あるいはその他、この地図を見てもおわかりのように国道397号は曲がりくねった山際を通っているわけですが、そういったものの解消に、今後どのような展開をするのかをお伺いします。

○今野河川開発課長 津付ダムの付替国道につきましては、津付道路ということで、2.7キロ区間を道路事業費と一緒に施工しているわけでございますけれども、平成26年度供用予定で行っているところでございます。

○亀卦川富夫委員 起点と終点は、どこからどこまでになりますか。

○今野河川開発課長 議案の、説明資料の1ページをごらんいただきたいと思いますが、1号トンネルと書いてある大船渡側のところ、津付ダムの建設予定地でございますけれども、そのの・・・

○亀卦川富夫委員 地名を言ってくれませんか。

○今野河川開発課長 地名ですか。大船渡側は高屋敷工区、終点側は津付になります。奥州市側が記載されておられませんけれども、一番下のほうにトンネルの絵が若干書いていますが、トンネルを越えて原道に接続される区間までの2.7キロ区間でございます。

○深澤道路建設課総括課長 国道397号の整備について御説明させていただきます。今津付道路について案件がありますけれども、いわゆる大船渡市側に高屋敷工区というところがございまして、これが平成10年度から事業中でございまして、1.5キロほど供用済み道路がございまして、それから、その津付道路から奥州市側のほうですが、今子飼沢という工区で工事を進めておまして、平成20年度から事業をしております。それから、奥州市に入りましてからは、分限城というところで工事を進めておまして一部供用しているところですよ。

○菅原一敏委員 ただいまの亀卦川委員と関連するのですが、そうしますと、確認させてい

ただきたいのですが、津付道路とそれ以外の高屋敷工区、子飼沢工区等含めて、全体での供用開始が平成 26 年度というふうを受け取ってよろしいですか。

○深澤道路建設課総括課長 高屋敷工区につきましてはですね、平成 24 年度の供用を目指して取り組んでいるところでございます。それから、子飼沢工区につきましても同じく平成 24 年度を目指して頑張っております。

○菅原一敏委員 そうしますと、津付道路が一番最後で平成 26 年度の供用予定ということによろしいわけですか。

○今野河川開発課長 津付道路につきましては、平成 26 年度供用予定でございます。

○菅原一敏委員 今回の 1 号トンネルは、平成 21 年度の事業なわけでございます、工期は 456 日間ということになれば、完成は 23 年度末ですか。これは予定通りの工期進捗でやられているということですか。

○今野河川開発課長 本トンネルの工期につきましては、津付道路の全体工程から踏まえ、現在発注している平成 23 年度までに完成する必要があるということで、今回お願いしているところでございます。

○佐藤県土整備部長 今回の 1 号トンネルはですね、貫通といいますか、トンネルの工事そのものが平成 23 年度までできるのですけれども、その後に換気扇とかいろいろ、電気設備とか附属設備が出てまいります。したがって、平成 26 年度供用開始に向けて、今、トンネルを発注しなければそこまで間に合わないということを、今総括課長が申し上げたところです。したがって、平成 23 年度にこのトンネルがすべて完成するということではございません。補足させていただきます。

○菅原一敏委員 では、最後に一つ確認をさせていただきますが、そうしますと、ダムの本体工事の着工は、平成 26 年度供用開始以降ということによろしいわけですか。

○佐藤県土整備部長 本体工事という新たな段階に入るかどうかにつきまして、さきの平成 22 年度の国の政府予算案におきましては、新たな段階に入る前に、新たな基準で検証するように要請されているところでございます。したがって、大規模事業評価専門委員会で事業継続ということで、それを受けて、県としては事業継続を決めて、今進めているわけですが、国からの要請に基づきまして、新たな基準が出た段階で大規模事業評価専門委員会に報告しまして、その専門委員会の意見を聞いて、今後どういうふうに進めていくかを議論していくと、そういう流れになってございますので、今付替後の供用後の前後に本体工事に入るかどうかにつきましては、その議論の結果を踏まえて検討していくことになろうかと思っております。

○工藤勝子委員長 そのほか質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○工藤勝子委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○工藤勝子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○工藤勝子委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって、県土整備部関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

○及川幸子委員 私、一般質問でお尋ねいたしました。きょうも随分質問が出ましたけれども、この防災対策ですね、災害時の緊急輸送道路の防災対策ということで、佐藤部長にお答えいただきましたけれども、道路防災施設の整備の進捗状況について、整備率が、平成 21 年度の約 43%になる見込みだということ。それから、緊急輸送道路上の橋梁とか、耐震補強工事は平成 21 年度末は整備率 81%とお答えになっておりますが、先日のようにチリ地震津波の影響が、この岩手県にもやってくるわけです。

そういう中で、けさチリのほうで津波が来るということで、住民の避難している状況がテレビで放映されておりましたけれども、やっぱり高齢者の方々は高いところに避難するのに、娘から早く上がってこいと言われていても、しゃがみ込んで上がれない状況でした。そういう面でも、緊急という部分では、この 43%とか 81%を早く 100%にしなければならないと思うわけです。財政面では大変だと思いますけれども、緊急輸送道路でございますので、佐藤部長、その辺のところ、予算編成されて、今後においてもっと進捗率を高めていかなければならないと思うのですがいかがでしょうか。

○佐藤県土整備部長 まさにそのとおりだというふうに思っております。緊急輸送道路のうち優先確保ルートということで、耐震補強とか優先的にやっております。来年度をもって、優先確保ルートはすべて完了するというところでございます。

さらに緊急輸送道路としてこれから整備していくということでございますので、私どもも防災対策に資する緊急輸送道路、これも力を入れて頑張っていきたいというふうに思っています。

○及川幸子委員 ありがとうございます。県内、医師不足が叫ばれている中で、やはり医療の面からも輸送するという面では大変重要だと思います。県北・沿岸、特に搬送する患者さんを送るとか、そういう面からしても、やっぱり強くそれを求めて、進捗をやっていかなければならないと思いますので、その辺のところをもう一度お聞かせいただきたいと思えます。

○佐藤県土整備部長 やはり地域医療を支援するための道路の維持修繕、それも今年度からも取り組んでいますけれども、来年度も力を入れて救急車が患者さんを搬送するとき、患者さんに大きな負荷をかけないような、そういう道路の維持修繕にも力を入れていくということで、今来年度予算にもそういう維持修繕費も含めた形で提案させていただいて

いるところでございます。

また、今御指摘あったように、防災対策上必要な緊急輸送道路、これも今懸念されております宮城県沖地震に伴う津波災害、これを想定しましてできるだけ頑張った形で、来年度以降も取り組んでまいりたいというふうに思います。

○千葉康一郎委員 二、三お聞きしたいことなのですけれども、市町村なり、あるいは団体等々からいろいろとこれまで請願なり、陳情なり、要望というのが出されてきていると思うのですが、これに対して県はどのように処理、あるいはこたえているか、その辺を質問したいと思うのですが、例えば子供たちがサケを放流したけれども、滝があってそこから先に上れない、いわゆる千厩川の魚道設置に対する要望があるわけですが、県はその後どういうふうにして検討され、そして地元のほうにどういうふうに説明をされているか。

それから、大東町摺沢の砂鉄川と猿沢川が合流する地点がありますけれども、あそこは大雨が降るたびに随分流量が増えて、合流地点にある家屋のところに水がいつも浸水するような状況で、特にこの前の東山町が大洪水あった際には、家の中まで水が入ったということで、大変心配しています。その方から県に対して、何とか調査をして対策を講じてくれという要望が出されているわけですが、それは土木センターでは一応見て、金がないからこういう青写真みたいなやつは説明したということなのですが、それを具体的にどういうふうに検討されてきているのか、その辺をお伺いしたい。

それから、もう一つ、北上川に注ぐ黄海川があるのですが、北上川がたびたび増水するのですけれども、そうしますと、バックウォーター、逆流して黄海川に相当入ってくるのです。この黄海川は県管理河川なのですが、そのことによって堤防がいつもやられると、こういうふうなことで、県では先般、堤防の補修等をやりましたよね。いいのですけれども、あそこに水門をつけてくれという、そういう要望が出されているはずなのです。これは国に対してつけてくれと、それを県のほうから、当時、西畑部長時代ですか、話をして、県から国の方にもそのことを強く申し入れてもらうということにしておるのですけれども、その関係、県は国とどのような協議がなされているのか、あるいは、していないのか、その辺をちょっと確認してお聞きします。

○木村企画課長 市町村や団体等からの要望、全体的な流れといいますか、回答方法について御説明します。

まず、県土整備部には、毎年、道路整備等を中心にしまして、市町村とかさまざまな団体から多くの要望をいただいております。まず、市町村からの要望につきましては、今年度でいいますと 371 件いただいております。また道路、河川等の整備期成同盟会などの団体の要望につきましては、今年度 92 団体から 282 件ほどの要望をいただいたところでございます。そして、この要望のうち、市町村要望等につきましてはホームページ等でも回答をしているわけですが、各団体等からの要望等に対しましては、要望をいただいた際に、今後の対応方針も含めて、回答している状況でございます。

また、その後の進捗状況でございますけれども、県土整備部への要望の多くを占める道路

などの整備につきましては、新規箇所も含めまして、2月上旬に翌年度の当初予算の公表に合わせて、公共事業評価結果とか大規模事業評価結果の政策への反映状況としまして、翌年度の新規の事業実施箇所ですとか、継続箇所等について、予算額も含めて県のホームページ等で公表しているところでございます。以上です。

○佐藤河川課総括課長 まず、千厩川の魚道整備についてでございますけれども、平成 21 年 8 月に千厩川にサケを呼ぶ会及び千厩川をきれいにする会の方から、県に色の御前滝の魚道設置の要望書を提出いただいているところでございます。これに対しまして県のほうで、私ども現地を見ながら検討しているところでございますけれども、サケの遡上に効果的な魚道はどういうものかというふうなことについて、個別具体的な検討が必要であるというふうに考えているところでございます。

平成 22 年度に、これらについての調査、検討を具体的に実施するということとしておりまして、どのような魚道整備が可能かなどについて検討していくこととしておりますが、検討を進めるに当たりましては、要望された方々を含め、地域の方々といろいろ相談などをしながら、対応の検討をしていきたいというふうに考えております。

次に、摺沢の砂鉄川の合流部の冠水箇所ということでございますが、曾慶川が砂鉄川に合流する流矢というところでございますけれども、この地区につきましては曾慶川沼田工区で実施している河川改修の全体計画の中に位置づけられているところでございます。この工事でございますけれども、平成 14 年の浸水被害を受けて、平成 15 年度に事業に着手しておりまして、人家が連担して平成 14 年に冠水した上流部、沼田地区の、そちらの河川改修を進めまして、浸水被害の軽減を図っているところでございます。

現在は事業箇所の選択と集中を進める中で、工事を休止しているということでございます。この流矢地区につきましては、概略の計画検討等を行っておりまして、地元の方にもご説明を申し上げているところでございますが、今後県全体の治水対策の中で、緊急性等を勘案しながら、工事再開の時期を検討していきたいというふうに考えてございます。

次に、黄海川の水門の整備についてでございますが、藤沢町初め地元から本県に要望をいただいているところでございまして、これを踏まえまして、県といたしましても国に対して、北上川の治水対策促進として提言活動を行ってきているほか、個別に協議等の中で具体的に黄海川の水門の整備等について提言をしてきているところでございます。これに対しまして、国からは北上川の治水対策については平成 14 年 7 月及び平成 19 年 9 月に発生した洪水などにより、住家等が甚大な浸水被害を受けている北上川本川の無堤部を優先的に改修する必要があるということで、現在の段階では、黄海川水門等の整備については当面厳しい状況であるというふうな伺っているものでございます。県といたしましては、国との間で開催される事業調整会議等において、改めて黄海川の水門整備等について応急的な対策が実施されるよう、今後とも国と調整を図っていきたいというふうな考えております。

○千葉康一郎委員 内容はわかりました。いずれ県民の方々にわかりやすく理解いただくような、そうしないと県政に対してさまざま不信、不満が募ってまいりますと大変なことに



なりますから、その辺はよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、もう一点、これは雇用問題に関連することで、しかも県土整備部に直接ではないかもしれませんが、ちょっと関連するものですから、お聞きしたいと思ひています。今はこのような経済状況で、公共事業削減あるいは民間でもってなかなか事業が出てこない。建設業界は今、非常に困っている状況下にあるわけですが、その建設業界がいわゆる事業を休止したり、場合によってはやめていく、休業する、廃止すると、こういうふうなことになるれば建設労働者は大変困るわけです。

特に私が言ひたいのは、これから予想されるいわゆる 91 社問題なわけですが、県のほうでさまざまな措置を講じるということになると思ひますが、そうした場合に、建設労働者が大変困るわけなのですが、こういうことができるかどうかということをお聞きしたいのです。例えば 91 社の A 社が指名停止になって事業ができなくなったというときに、その建設労働者が、例えば B 級の業者の人と、要するに民民契約で労働者が行って、そこで働いてやるという、そういう民民契約ができるかどうかということですね。あるいは下請にその 91 社が、とった業者の下請になることはどうなのか、これは無理かなという気はするのですが、その辺はどうなのでしょう。

いずれ、建設労働者の雇用を確保しなければだめなわけなのですが、民民契約ができるかどうかということをお聞きしたい。

○渡邊建設技術振興課総括課長 ただいまお尋ねありました 91 社問題につきましては、まだ審決が出ておりませんので、当然県の処分がどうなるかということも決まっていない状況でございます。お尋ねにありましたその民民契約で労働者を使ってもらおうという、そういうことができるかどうかについてでございますけれども、これは建設業に限らず、一般的に労働者がその出向元、出向先と双方で労働契約がある状態で出向させる、いわゆる在籍出向というものでございますけれども、これは可能でございます。ただ、建設工事について若干縛りがございまして、それはどのようなものかと申しますと、公共、民間の工事の別にかかわらず、建設業法で工事現場への配置が義務づけされております主任技術者とか、それから管理技術者、これにつきましては雇用者と労働者が直接的な雇用関係にあることが必要であるというふうにされておりますので、この在籍出向者を、この職に配置することだけはできないというものでございます。

○千葉康一郎委員 それから、もう一つわかりませんからお聞きしますけれども、いわゆるその 91 社が下請に入るということは可能かどうか。

○渡邊建設技術振興課総括課長 処分が決まってからでなければはっきりとは申し上げられないのですが、現在の指名停止措置基準におきましては、下請もできないというふうに決まっております。

○千葉康一郎委員 これはちょっと先の話で、仮の話で申し上げたのですが、いずれ大変な状況下に今あるわけなので、これから一層そういう状況が続くとなれば、建設労働者の雇用の確保なんていうのは何かの形で確保しなければならないだろうと思ひております

が、その辺あたりをどうするのがいいのかどうか私もちょっとわかりませんが、今言ったような形で労働者を出向させる、派遣する、そういうふうなことがもしいいのであれば、そういうことをしながらも建設労働者を確保していかなければならないだろうというふうにするのです。これは質問ではないですけれども、その辺も検討いただきたいと思っております。終わります。

○工藤勝子委員長 そのほかありませんか。この際、暫時休憩いたします。

(休憩)

(再開)

○工藤勝子委員長 再開いたします。

○亀卦川富夫委員 平泉の文化遺産、これは世界遺産登録ということで、県のほうも昨日の答弁では、平泉町に振興局の職員を5名も派遣すると、非常に熱を入れてやっている。当の県土整備部所管の事業でも、平泉の文化遺産活用推進白書というプランということで平成19年から平成22年に向かって、さまざま工程表を組んでやっているところであります。これは14くらい事業があるわけですが、これらの推進状況をお伺いすると同時に、平成22年度以降のものも含めてお尋ねします。

さらにその中で、例えば来訪者の受け入れ態勢の整備のうち、サイン、案内板、道路標識、こういったものについて登録しようとして、今回は外してやるんですね。その中で例えば白鳥館遺跡とか長者ヶ原廃寺跡地遺跡、こういったものが一応、登録の項目から外れているわけですが、こういったものまで含めて、ぜひ地元としてはやってほしいと思っているわけですが、この辺の進めぐあいについて一緒にやっていくものかどうかお尋ねします。

それから、昨日も話題となったスマートインターチェンジ、これは大変大切だと思います。確かに費用対効果とか、そういう観点もあるかと思いますが、恐らくこれは世界文化遺産ということが登録になるという前提でスマートインターチェンジの設置については、より前向きに取り組んでいただきたいと思うわけですが、一番隘路になるのは何であるか。地形上の問題とかいろいろあるかと思いますが、何が隘路になっているのか、またそれを乗り越えるための方法等もどういうふうを考えられるのか、前向きに御答弁願いたいと思います。

さらに魅力ある地域づくりということで、これは屋外広告物、違反の面とか、あるいは盛んにレベルアップすると、いわゆるソフトパワー的な話になってくると思うのですが、これについて地元の民間と、あるいは平泉町とどういうふうに取り組まれているのか。今の問題点等があればお伺いしたいと思います。

さらに全県、他地域への波及のところ、回遊周遊ルートということで、花泉バイパス等やっているのですが、きのう、花巻空港がいろいろ論議を呼びました。この中でも花巻空港についてのものが重点事業として取り上げられていますが、花巻空港と平泉との結びつきを考えますと、平泉の北、花巻空港に至る国道4号で言えば、金ヶ崎町と北上の間の国道拡幅整備をしっかりとし、あるいは奥州市においては東バイパスの推進、こういったものが平泉文化遺産との関係で重要な課題ではないかと。この辺の取り組み状況についてまずお伺

いしたいと思います。

○水野道路環境課総括課長 まず道路標識、遺跡へ御案内する道路標識の件でございますけれども、遺跡へ登録する申請する数が多々変わっておりまして、減ったものもありますし、ふえたのもございますので、そこらの辺の案内の仕方ですね、それは世界遺産に登録になった後になると思われましても、どのような方法が道路利用者の方にわかりやすくなるのかも含めて御相談しながら、標識のほうは整備していただくというふうに考えております。

○亀卦川富夫委員 申請が外れたものも含んで・・・

○水野道路環境課総括課長 そうですね、はい。

○西尾まちづくり課長 平泉周辺地域における屋外広告物対策でございますけれども、県では平成16年度から平泉周辺地域における公共物違反の対象につきましては是正の取り組みを行っておりまして、昨年8月をもちまして計563件の是正を完了いたしまして、条例に基づく違反というのは、この時点ですべて整理は行われたということです。それから、あわせてまして地域で看板につきまして集合化、ばらばらになっている看板をある程度まとめるとか、そういったことも取り組みまして、一部実現しております。

なお、平泉町では今年4月1日から屋外広告物条例につきまして、独自に主体的に取り組むということで、みずから条例を制定して取り組むことになっております。県といたしましては、そういった引き継ぎの中で、円滑に進めることができるよう技術的助言等を行いまして、世界遺産登録の実現を支援してまいりたいというふうに考えております。

○深澤道路建設課総括課長 幾つか項目がありますので、順次お答えさせていただきます。

最初にスマートインターチェンジについてですが、隘路は何かということでございますけれども、いろいろ討論がありますけれども、四つ条件がございます。一つは、県道とか市町村道と接続するよという条件がございますので、これはよろしいのかなと思います。いずれBバイCが1以上という条件がございますし、それから有料の事業でございますので、採算性という条件がございます。

それから、もう一つの条件として、地域みんなで取り組んでいまいしょうということで、地区協議会を設置して調整しなさいということになっております。この四つのうち、いわゆるBバイCと採算性というのが隘路になっているということでございます。それで、高速道路の料金改定がこれに大きくかかわってくるのかなということで、今この様子を見ているところでございまして、ただ岩手県でも黙っているということではなくて、いろいろ取り組んで、調査しているというところでございます。

それから、アクションプランにのっております国道が3カ所ございますけれども、その進捗状況でございます。まず国道284号の真滝バイパスでございますが、これは新年度の完成を目指して取り組んでいるという状況でございます。それから、花泉バイパスにつきましては、一関側の半分ほどこの春、何月かまだ言えませんが、部分供用しようとして取り組んでいるところでございます。巖美バイパスにつきましては、ほぼ供用しておるわけですが、須川側の一部分がまだ工事が終了しておりませんので、その部分だけ残っております。

て、それを平成 23 年度までに完成させようということに取り組んでいます。

それから、もう一つお話が出ました国道 4 号の整備ですが、これは、これまでも金ヶ崎バイパスは観光だけでなく物流関係でも大事だということもございまして、それから東バイパスに半分しか道路が来ていないということもございまして、これまでも国に対して強く要望しておりましたし、これからもそういったことで要望活動をやりたいというふうに思っています。

○亀卦川富夫委員長 最後いたします。スマートインターチェンジですね、私は B バイ C というのは、これをひとつ乗り越えなければならないという、何と云うか、バリアにしまつてやるのか、B バイ C をちゃんとクリアしましたということの一つの力にしてやるかという、その辺の使い分けがあるのだらうと思うのです。やっぱり B バイ C というのは、当然やってみないとだめな部分もあるわけですから、特に世界文化遺産登録後のパワーというものが、この B バイ C にどういうふうに反映するかというのは、およその数字にしかあわせられない部分だらうと。ですから、四つの条件のうち、県道とかへの波及の分、それから地区協議会、地域の盛り上がりですね、そういったものについては、ひとつこれをやるんだという気持ちで克服していくというようなものにつながっていくのではないかと。これを逆に使えるような、こういった世界文化遺産登録というパワーを、乗り越えるためのエネルギーというようなことでぜひ乗り越えていっていただきたい、こういうことを申し上げておきたいと思います。

先ほど以来さまざま順調に、あるいはしっかり取り組んでいる様子が見ええました。平成 22 年度以降、1 回ストップしたのですが、これから再挑戦ということで、県のほうも 5 人も平泉町に駐在させて取り組みさせるようですので、このアクションプランに基づいて、さらにいろいろまた出てきたものにしっかり取り組んでほしいと思いますが、部長あるいは担当者からその決意を聞いて終わりたいと思います。

○佐藤県土整備部長 ただいまの御指摘を踏まえまして、しっかりと取り組んでまいります。

○工藤勝子委員長 ほかにございせんか。なければ、これをもって県土整備部関係の審査を終わります。

県土整備部の皆さんは退席されて結構です。大変御苦労さまでした。

昼食時間になりますけれども、議事を進行してよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○工藤勝子委員長 次に、企業局関係の議案の審査を行います。議案第 57 号平成 21 年度岩手県電気事業会計補正予算(第 2 号)及び議案第 58 号平成 21 年度岩手県工業用水道事業会計補正予算(第 2 号)、以上 2 件の予算議案を一括議題といたします。当局からの提案理由の説明を求めます。

○太田次長兼経営総務室長 企業局関係の議案につきまして御説明申し上げます。

議案(その 3)の 67 ページをお開き願います。議案第 57 号平成 21 年度岩手県電気事業

会計補正予算（第2号）についてであります。なお、金額の読み上げは省略させていただきます。主な事項について御説明申し上げます。

第2条は業務の予定量であります。第1号は、年間販売目標電力量を平成21年12月までの販売電力量の実績を勘案して補正するものであり、第2号は、主要建設事業の北ノ又第三発電所建設事業費を減額するものであります。

68ページをお開き願います。第3条は、収益的収入及び支出の予定額の補正であります。収入の第1款電気事業収益の補正予定額の主な内訳であります。第1項の営業収益は、電力料収入の増額や共同運転管理分担額の減額などの整理をするものであり、第2項の財務収益は、貸付金利息の減額などの整理をするものであります。第3項の附帯事業収益は、電力料収入の減額などの整理をするものであり、第4項の事業外収益は、稲庭高原風力発電所の保険金などを増額するものであります。

次に、支出の第1款電気事業費用の補正予定額の主な内訳であります。第1項の営業費用は、職員給与費や委託費の減額などを整理するものであります。第3項の附帯事業費用は、修繕費の増額などの整理をするものであり、第4項の事業外費用は、消費税及び地方消費税納付予定額などを増額するものであります。第4条は、資本的収入及び支出の予定額の補正であり、あわせて資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額及びその補てん財源の額を変更するものであります。

収入の第1款資本的収入の補正予定額の主な内訳であります。第1項の補助金は、胆沢第三発電所の建設事業補助金などの減額をするものであり、第2項の負担金は、湯田ダム共同取水施設関連工事等の事業費変更により、共有施設負担金を減額するものであります。

69ページをごらん願います。支出の第1款資本的支出の補正予定額の主な内訳であります。第1項の建設費は、北ノ又第三発電所の建設事業費の確定により減額するものであり、第2項の改良費は、各発電所設備の工事費の確定などにより整理をするものであります。第3項の電源開発費は、胆沢第三地点の発電所建設に係る調査設計業務負担金の減額などの整理をするものであり、第5項の長期貸付金は一般会計及び工業用水道事業会計への貸付金を減額するものであります。第7項の繰出金は、一般会計への繰出金であり、対象事業費の確定により減額するものであります。

第5条は、議会の議決を経なければ流用することができない職員給与費等について、所要の調整により減額するものであります。以上で電気事業会計の補正予算の説明を終わります。

70ページをお開き願います。議案第58号平成21年度岩手県工業用水道事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

第2条の業務の予定量であります。年間総給水量及び一日平均給水量を、超過水量の増加などにより補正するものであります。第3条は、収益的収入及び支出の予定額の補正であります。

収入の第1款工業用水道事業収益の補正予定額の主な内訳であります。第1項の営業

収益は、給水収益の増額などの整理をするものであります。

次に、支出の第1款工業用水道事業費用の補正予定額の主な内訳であります。第1項の営業費用は、委託費の減額などの整理をするものであり、第2項の財務費用は、企業債支払利息などを減額するものであります。第3項の事業外費用は、消費税及び地方消費税納付予定額などを増額するものであります。

71 ページをごらん願います。第4条は、資本的収入及び支出の予定額の補正であり、あわせて資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額及びその補てん財源の額を変更するものであります。なお、今年度末に累積欠損が解消され、利益剰余金が見込まれますことから、今回の補正で当年度利益剰余金処分額を補てん財源として計上しようとするものであります。

収入の第1款資本的収入の補正予定額の主な内訳であります。第1項の企業債は、起債対象工事費の確定に伴い発行額を減額するものであります。第2項の出資金は、一般会計からの出資金であり、第3項の他会計からの長期借入金、電気事業会計からの借入金であります。資金計画の変更によりそれぞれ減額するものであります。

次に、支出の第1款資本的支出の補正予定額の主な内訳であります。第1項の改良費は、各工業用水道施設の工事費の確定により減額するものであります。第5条は、議会の議決を経なければ流用することができない職員給与費について、所要の調整により減額するものであります。第6条は、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額の補てん財源として後年度利益剰余金を充てるため、あらかじめ処分する用途と金額を予算に計上しようとするものであります。以上で工業用水道事業会計の補正予算の説明を終わります。

なお、これらの補正予算に係る実施計画、資金変更計画、給与費明細書及び変更予定貸借対照表につきましては、予算に関する説明書の353ページから374ページに記載しておりますが、説明は省略させていただきます。以上で企業局関係の議案の説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○工藤勝子委員長 この際、進行に御協力願うため、質疑、答弁は簡潔にお願いをいたします。ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○千葉康一郎委員 それでは、委員長のおっしゃるとおり簡潔に質問したいと思います。

電気事業の関係で、職員1名が減、補正となっておりますけれども、これはどういう理由で減になったのか。

それから、もう一つは給与ですね、減っているのですけれども、これは給与改定によるものなのか、今回補正をするものなのか、その辺を聞きたい。

○太田次長兼経営総務室長 まず、第1点目の1人の欠員ということでございますけれども、こちらにつきましては機械職、電気職等の採用をしておりますけれども、採用辞退がございまして、その1名が欠員となったということでございます。その人件費についての減額を織り込んでございます。

それから、人件費が落ちたということにつきましては、給与改定を踏まえまして、御提案

させていただきました。

○千葉康一郎委員 企業局の皆さん方には本当に御苦労なさっておるところでございます。特にこの間計画を見せてもらって、本当にすばらしい企業運営だなど、企業局の運営だなど感じておりました。ひとつ皆さん、頑張ってください。

○工藤勝子委員長 答弁はいいですね。そのほかありませんか。

○菅原一敏委員 短く一つだけ。事項別明細書の356ページの長期貸付金なのですが、一般会計と工業用水道事業会計に位置づけしてあると。工業用水道事業会計のほうは4,255万1,000円のようなので、残り10億円ですね、これは当初、どういう目的で貸付を予定したのか。そして、要らなくなった事情をお聞かせいただければ。

○太田次長兼経営総務室長 こちらの10億円につきましては、当初、一般会計のほうに貸し付けするというので予定してございました。このたび一般会計のほうの予算的な調整をした結果、予定しておった金額につきましては、今回は足りるという形になりまして、その分を減額ということにさせていただきました。

○菅原一敏委員 そうしますと、当初の貸し付け目的は財政支援といえますか、運転資金といえますか、そういうふうな意味合いだったということでしょうか。

○太田次長兼経営総務室長 こちらの予定しておりましたものは、市町村総合補助金、それから企業立地促進奨励事業補助の財源として、事務局との協議を行って予定しておったものでございます。それにつきましては、国の経済対策関係の臨時特例交付金の活用とか、それから経費節減等の一般会計の財源調整の結果、借入れの中止の申し入れがあったものでございます。

○工藤勝子委員長 よろしいですか。ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○工藤勝子委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○工藤勝子委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決をいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○工藤勝子委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって、企業局関係の議案の審査を終わります。

この際、何かありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○工藤勝子委員 ないようでありますので、これをもって企業局関係の審査を終わります。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。大変御苦労さまでした。